

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・令和3年度地籍調査に関する事業計画	土 地 対 策 室
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	〃
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・五島海区漁場計画	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立	河 川 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（4件）	〃
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・落札者等（2件）	物 品 管 理 室
◎ 監査委員公表	
・令和3年度普通会計定期監査（前期）に係る措置の公表	監 査 事 務 局
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・定期監査の結果の公表	有明海自動車航送船組合
・財政援助団体等の監査結果の公表	〃

告 示

長崎県告示第820号

令和3年度地籍調査に関する事業計画（令和3年長崎県告示第713号）を次のように改正する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

		曙町 淵町第1 淵町第2 虹が丘町 八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 西山一丁目第1 西山一丁目第2 大浦町 東山町 下町
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため。	須田尾若葉 白南風干尽 大和第一
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第6（一部） 白山第6（残部） 白山第7・霊丘第1 白山第8・霊丘第2
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第1の1 小船越第3 貝津第2の1 貝津第2の2 久山第2
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四 三浦第五 三浦第六
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第15 大久保第16-2 木引B 木引D 木引E 木引F 宝亀A 宝亀D 津吉A 津吉D 大久保第10-2 大久保第14-2 大久保第16-1 大久保第17
松浦市	地籍の明確化により、公共事業	相坂第1

	の円滑化を図るため	相坂第2 田原
対馬市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	下原第1 樫根第5 琴第4-2 貝口第1 貝口第2 貝口第3 嵯峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 濃部第1 濃部第2 飼所第1 古里第1-1 古里第1-2 久和第1 久和第2 久和第3 久和第4 久和第5
五島市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	玉之浦第四 増田第一 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第三 小泊第四 増田第三 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第三 野々切第四 野々切第五 野々切第六
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	北本町第2 北本町第3 雲仙第2 雲仙第3
南島原市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	永引無田（一部） 永引無田第2 須川西第1 下宮原第3（残部） 野田第3 田平第5 田平第6 野田第2（一部）

野田第2（残部）

長崎県告示第821号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
とみやす在宅クリニック	北松浦郡佐々町羽須和免953番地1	令和3年12月1日

長崎県告示第822号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
のどか薬局 小迎店	西海市西彼町小迎郷2550-3	令和3年12月1日
株式会社elf リエール薬局	長崎市新地町12-8 理研ビル1階	令和3年12月1日

長崎県告示第823号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
千住博内科	佐世保市白南風町6-2	令和3年12月1日

長崎県告示第824号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
アイビー薬局	長崎市本原町12-11	令和3年12月1日
はくあい堂新田薬局	島原市新田町587-13	令和3年12月1日

長崎県告示第825号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

加入区

西彼南部加入区

長崎県告示第826号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

加入区

外海町加入区

長崎県告示第827号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

第1 五島海区漁場計画の内容**1 漁業権に関する事項**

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 令和4年4月1日から令和5年8月31日まで |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項**1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果**

五島海区漁場計画（案）の五区計第1509号について、計画して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり**第3 免許予定日及び申請期間**

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和4年4月1日 |
| 2 申請期間 | 令和3年12月24日から令和4年2月16日まで |

1 漁業権に関する事項

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁場の 区 域		漁場 の 基 点	区 域	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域								
五区計 第1509号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 田ノ小島長 瀬地先	次のイ、ロ、 ハ、二、ホ、 ヘ、ト、チの 各点を順次結 んでイに至る 各直線によつ て囲まれた区 域	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	1 南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島北西標識 2 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 3 同郡同町同郷田ノ小島西端標識	2から22度 230メートルのところ 2から339度 290メートルのところ 3から239度 210メートルのところ 3から179度 150メートルのところ 3から158度 70メートルのところ 3から287度 65メートルのところ 2から287度 130メートルのところ 1と2を結ぶ直線上 2から20メートルのところ	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろを除く。)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 4月1日 から 令和5年 8月31日 まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 若松郷 神部 土井ノ浦	

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

五区計 第1509号



長崎県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬8番7地先から 諫早市多良見町佐瀬9番2地先まで	前	9.5~9.9	7.2	
	後	11.0~11.0	7.2	

長崎県告示第829号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 河川の名称
二級河川時津川水系時津川
- 河川管理施設の名称又は種類
時津川左岸堤防
- 河川管理施設の位置
西彼杵郡時津町元村郷井手園902番13地先から西彼杵郡時津町元村郷井手園900番2地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 長崎県知事 中村 法道
住所 長崎市尾上町3番1号
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 管理の期間
令和3年3月24日から道路の存続する日まで

公 告**大規模小売店舗の新設の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ニトリ東諫早店

長崎県諫早市長野町1639番1 外15筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
株式会社ハードオフファミリー 代表取締役 黒須 孝司
千葉県白井市富士153番27

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年8月7日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,761平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 122台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北西側 40台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 60.0平方メートル
建物北西側 25.0平方メートル 計85.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物東側 30.37立方メートル
建物南西側 13.50立方メートル
建物南西側 7.20立方メートル 計51.07立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ニトリ 午前9時から午後10時
株式会社ハードオフファミリー 午前9時から午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地北西側 1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

2 届出年月日

令和3年12月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供す

る。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス松浦店
長崎県松浦市志佐町浦免字沖新田990番地 外5筆
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
松浦市長 友田 吉泰
 - (2) 意見書の内容
設置者に対し、廃棄物の処理については、事業系廃棄物として適正に行い、また再資源化を図ることにより廃棄物の減量に努めるよう求める。
また、騒音に伴う苦情が発生した場合には、自己の責任において真摯に対処するよう求める。
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び松浦市地域経済活性化課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ広田店
長崎県佐世保市広田四丁目333番1 外
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,455平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
 - ①騒音の発生に係る事項
 - ・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていくこと。
 - ・届出書記載の騒音対策を確実に実施すること。
 - ②廃棄物に係る事項等
 - ・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。
 - ・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を見えやすい位置に掲示すること。

③街並みづくり等への配慮等

- ・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス佐世保大塔店

長崎県佐世保市大塔町1906番1ほか

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,223.3平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

①騒音の発生に係る事項

- ・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていくこと。
- ・届出書記載の騒音対策を確実に実施すること。

②廃棄物に係る事項等

- ・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。
- ・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を見えやすい位置に掲示すること。

③街並みづくり等への配慮等

- ・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう努めること。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルキョウ日野店
長崎県佐世保市日野町856番1 外
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルキョウ 代表取締役 坂本 守
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,378平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
 - ①騒音の発生に係る事項
 - ・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていくこと。
 - ・届出書記載の騒音対策を確実に実施すること。
 - ②廃棄物に係る事項等
 - ・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。
 - ・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を見えやすい位置に掲示すること。
 - ③街並みづくり等への配慮等
 - ・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
 - ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。
 - ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう努めること。
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、明星院田原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
青 山 一 美	五島市吉田町1599番地2	山 中 勇 実	五島市吉田町707番地6
橋 詰 賢 也	五島市吉田町641番地1	谷 川 基 晴	五島市吉田町2458番地2
谷 川 純 孝	五島市吉田町2482番地1	上 村 昇	五島市吉田町2361番地
木 場 盛 雄	五島市吉田町2351番地3	片 山 信 治	五島市吉田町1373番地
松 本 善 彦	五島市上大津町749番地	木 場 隆	五島市下大津町828番地
田 中 政 信	五島市下大津町809番地	阿 野 敏 章	五島市上大津町701番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
田 中 幸 浩	五島市吉田町2314番地3	寺 脇 八 夫	五島市吉田町833番地1
片 山 千 喜	五島市上大津町302番地5	小 川 博 義	五島市吉田町2499番地4
仁 田 隆 一	五島市岐宿町二本楠1050番地1	田 中 秀 宏	五島市上大津町723番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、箱崎干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 川 健 二	壱岐市芦辺町箱崎大左右触954番地	小 川 健 二	壱岐市芦辺町箱崎大左右触954番地
國 村 勉	壱岐市芦辺町芦辺浦79番地	國 村 勉	壱岐市芦辺町芦辺浦79番地
瀨 尾 儀 一	壱岐市芦辺町箱崎中山触425番地	内 野 功	壱岐市芦辺町箱崎中山触496番地

富 田 聖 司	壱岐市芦辺町箱崎中山触2192番地	倉 元 秀 喜	壱岐市芦辺町箱崎大左右触330番地
倉 元 秀 喜	壱岐市芦辺町箱崎大左右触330番地	深 見 敏 彦	壱岐市芦辺町箱崎中山触451番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
川 添 保	壱岐市芦辺町箱崎中山触438番地	川 原 忠 雄	壱岐市芦辺町箱崎中山触482番地
小 島 國 光	壱岐市芦辺町箱崎大左右触2132番地	川 添 保	壱岐市芦辺町箱崎中山触438番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月12日通常総会議決）を認可した。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 柏野・佐野土地改良区
認可年月日 令和3年12月15日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、久賀地区県営土地改良事業計画（区画整理工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
久賀地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工）
- 縦覧期間
令和3年12月24日から令和4年1月28日まで
- 縦覧場所
五島市役所 農林課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 物品名及び数量
 - ① 3入札第138号 高性能パソコン設備 1組
 - ② 3入札第139号 高性能パソコン設備 1組
 - ③ 3入札第140号 高性能パソコン設備 1組
 - ④ 3入札第141号 高性能パソコン設備 1組
 - ⑤ 3入札第142号 高性能パソコン設備 1組

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年12月10日
- 6 落札者
 - ①長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濱口晴樹
 - ②長崎市万才町3-5
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株) 長崎支社 長崎支社長 秋山富也
 - ③福岡市中央区大名2-9-27赤坂センタービル
(株)内田洋行九州支店 支店長 坂口秀雄
 - ④長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濱口晴樹
 - ⑤長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濱口晴樹
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ①13,622,620円
 - ②16,927,900円
 - ③15,067,690円
 - ④21,357,710円
 - ⑤23,581,470円
- 8 入札公告日
令和3年11月12日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
3入札第134号 内燃機関性能総合試験装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年12月15日
- 6 落札者
佐世保市世知原町太田600-1
朝永エンジニアリング(株) 代表取締役 朝永豊
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)

- 29,700,000円
- 8 入札公告日
令和3年11月2日
- 9 落札方式
最低価格

監査委員公表

監査委員公表第6号

令和3年10月11日付R03-21000-00636の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	砺 山 和 仁
同	吉 村 洋
同	坂 本 浩

R03-01090-04639

令和3年11月24日

長崎県監査委員 濱 本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉 村 洋 様
長崎県監査委員 坂 本 浩 様

長崎県知事 中村 法道
(公印省略)

令和3年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
1	危機管理監	消防保安室	副賞として購入した商品券の消耗品出納簿が作成されていない。	消耗品出納簿を整理するとともに、贈呈品購入伺の様式において、登記の要否を判断する欄を追加することにより、印紙類や商品券類など消耗品等出納簿へ登記が必要なものと菓子類など登記が不要なものとを明確に区別できるようにしました。
2	企画部	政策企画課	長崎県MaaS導入指針（仮称）策定支援業務委託において、委託期間終了後に成果品等が提出されている。	当該案件は、契約期間中に随時、成果品である情報収集結果や導入指針（案）等を収受していたものの、正式な成果品としてまとめて収受した時期が契約期間終了後となっていたものです。 今後は、契約内容等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。
3	企画部	I R 推進課	I R 誘致に伴う交通アクセス対策検討業務委託の変更契約において、工事に関する委託ではないにもかかわらず、見積書の徴取を省略し、変更契約を行っている。	当該案件は、本来、正式な見積書を徴取して変更契約を行うべきものを、誤って参考見積書の徴取のみで変更契約を行ったものです。 今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。
4	総務部	長崎振興局 税務部	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（県税及び加算金等）	収入未済については、毎年度策定している徴収事務方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、預金・給与等を中心とした債権、自動車の差押え又は自宅等の搜索などの滞納処分を実施しております。 また、収入未済額の60.3%を占める個人県民税については、管内市町と連携を図り、長崎県地方税回収機構の処理に努めるとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収を重点的に取り組んでおります。 新型コロナウイルスの感染状況により対面での滞納整理を控えざるを得ない場面もありますが、今後とも滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じるとともに、市町職員の徴収技術の更なる向上を支援するなど、適正・公平な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮した柔軟かつ適切な対応を行っておりますが、猶予期限が到来した後に未納となっているものについては、厳正な滞納整理に努めてまいります。
5	総務部	県民センター	県民センター等の郵便代等（令和2年4月、5月分）について、支払期限を遅れて支払っており、一部支払に延滞金が発生している。	組織として、文書收受担当者が、請求書をまずは調整担当課長補佐へ渡すことが徹底されていなかったために発生した案件です。 案件の発生後、調整担当課長補佐が請求書を一元的に管理・確認し、その後担当者が支出処理するよう、改めて所属職員に徹底しております。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
6	総務部	新行政推進室	<p>長崎県職員研修業務委託の予定額の積算において、講師料単価について、3者からの参考見積のうち、最も高額なものを採用している。</p> <p>また半日未満の研修でも1日単位の単価で積算を行っている。</p>	<p>当該案件は、総合評価落札方式の入札において、講師のレベルも含め、価格と技術提案の両面から適切に評価したうえで、委託する事業者を決定したいという考えから、参考見積の中で最も高額な講師料単価等を採用して予定額を積算したものです。</p> <p>また、移動を含めた拘束時間等を考慮して、半日未満の研修でも1日単位の単価で積算を行ったものであります。</p> <p>今後の入札においては、関係事業者へのヒアリング等を実施しながら、積算方法等の見直しなど、より適切な積算に努めてまいります。</p>
7	総務部	情報システム課	<p>DBメンテナンス・パターン別メンテナンスツール（HTML版）開発業務委託で、貸出を行ったデータ記録媒体の返却・消去を確認していない。</p>	<p>貸出を行ったデータ記録媒体の返却・消去について、委託業者から文書で棄却報告を受け確認しておりましたが、写真等による確認が不足しているとの指摘があったものです。</p> <p>今後は、貸出したデータ記録媒体は全て返却とし、保管を要しないものについては課内で物理的に破壊処分するとともに、複数職員での確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
8	総務部	財政課	<p>予算編成システム改修業務委託において、貸出を行ったデータ記録媒体の返却・消去を確認していない。</p>	<p>今後は貸出したデータ記録媒体は全て返却とし、廃棄の場合は財政課にて廃棄するよう課内周知を行います。</p>
9	総務部	債権管理室	<p>物品管理年間スケジュールや年度初めの物品管理チェックリストが作成されていない。</p> <p>また、物品と物品管理簿等との点検照合の結果報告書において、物品管理者への報告が行われていない。</p>	<p>令和2年度に新設された組織であることから、物品管理年間スケジュール及び年度初めの物品管理チェックリストの作成を失念していたものですが、指摘を受け、直ちに令和3年度分を作成しました。</p> <p>また、物品と物品管理簿との点検照合結果については、今後は、確実に物品管理者に報告を行うこととします。</p>
10	総務部	管財課	<p>公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。</p>	<p>利用見込みのない未利用地の処分については、これまでも県全体で売却予定物件の情報発信や多様な売却手法を検討しながら取り組んできたところです。</p> <p>売却促進を図るうえでは、購買意欲のある方などに売却情報をしっかり届けることが重要であることから、令和2年度には新たに新聞広告を活用した情報発信に取り組み、令和3年度からは県の全世帯広報誌を活用して、売却情報を広く発信しました。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
11	総務部	管財課	普通財産の土地の貸付において、貸付期間終了後の原形回復を確認する事務手続きが定められていない。	<p>県有財産の適切な維持管理のためには、普通財産の貸付期間満了後は、貸付相手方からの写真を添付した報告書または職員による現地確認等により、原形回復を確認する必要があります。</p> <p>今回の指摘を受け、県有財産貸付契約書の第18条第2項に規定する「貸付期間の満了により貸付物件を返還する場合」の取扱をより明確にし、原形回復の確認を徹底するために、本年9月に具体的な事務手続きを明記した通知文を庁内各課室あて発出しました。</p>
12	地域振興部	長崎振興局 管理部 総務課	一般国道202号道路除草業務委託において、法人名・代表者印等が変更になっているが、精算時及び支払い時に確認が行われていない。	<p>委託契約の精算時に提出された業務報告書および精算書、また、その後に提出された委託料の請求書について、法人名および代表者印が当初契約時のものと異なっていたものの、その確認を怠っていたものです。</p> <p>契約相手先からの提出書類については、法人名、代表者名、代表者印が契約書と同一であるか確認することを、課内勉強会等で改めて周知いたしました。</p> <p>今後は、複数人で確認することを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
13	地域振興部	県北振興局 管理部 総務課	職員作業服等購入契約について、納期限が年度末となっており、職員への作業服等貸与が遅れているため、十分に活用されていない。 (3E)	<p>今後は、貸与台帳の整理に前年度から着手するなど、早期購入に努めてまいります。</p>
14	地域振興部	県北振興局 管理部 総務課	職員運転公用車リース契約において、契約金額の変更が生じたが契約変更を行っていない。	<p>契約者双方による書面協議や財務会計上の支出額変更を行っていたことで、事務処理は滞りなく完了と誤って認識していたのですが、指摘を受け、変更契約を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>
15	地域振興部	市町村課	長崎県市町権限移譲等交付金において、補助金等交付規則で認めていない額の確定の省略を要綱で定めている。	<p>長崎県補助金等交付規則における交付事務手続きを誤認し、長崎県市町権限移譲等交付金交付要綱において額の確定を省略できると定めていました。ご指摘の点については、令和3年8月31日付けで同交付要綱を改正するとともに、今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
16	地域振興部	土地対策室	<p>国土調査事業等補助金において、遂行状況報告書が供覧されないまま一連の書類とは別に保管されており、内容確認がされていない。</p> <p>また、交付決定通知に長崎県補助金等交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしなければならないが、交付の条件に、当該交付金の実施要綱等に従う旨の記載がない。</p>	<p>供覧を行わず内容確認がされていなかったことについて、8月中に室員全員に説明し、他に同様の事例がないか確認するとともに、同様の事態を招かないよう注意喚起を行っています。また、交付決定通知については、実施要綱等を記載した様式に変更しています。</p>
17	地域振興部	長崎振興局 管理部 総務課	<p>借り入れている宿泊療養施設用備品等について、借入品管理簿に登記されていない。</p>	<p>ご指摘のあった宿泊療養施設用備品等について、借入品管理簿に登記いたしました。</p> <p>また、借入品については全て管理簿に登記するよう改めて周知を図っており、今後は適切な事務処理に努めてまいります。</p>
18	地域振興部	島原振興局 管理部 総務課	<p>昨年度の監査での指導にもかかわらず、倉庫に使用見込みのない消耗品があり、処分の検討がされていない。</p>	<p>使用見込みのない消耗品を処分の検討を行うことなく保管していたことに対して指摘を受けたものであります。</p> <p>対象の消耗品は、いずれも購入後相当年数経過しており、使用できないため廃棄処分を行います。</p> <p>現在、消耗品の購入にあたっては、受払簿による在庫・使用状況を確認し、過度な在庫は発生しないよう管理を行っております。</p> <p>また、今後は、使用できなくなった物品は、倉庫に保管することなく、その都度処分するよういたします。</p>
19	文化観光国際部	文化振興課	<p>令和2年度文化芸術による地域ブランディング事業開催業務委託（ダンス）において、承認のないまま再委託が行われており、また精算確認が不十分である。</p>	<p>今後は、どのような業務が再委託に当たるかを関係部局に相談した上で、契約を締結し、事業の実施に臨んでまいります。</p> <p>また、精算確認については、支出証拠書類等で業務内容がより理解できるような記載方法に関し、契約相手方とも協議しながら、改善に努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
20	文化観光国際部	観光振興課	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産周遊促進事業業務委託の予定額の積算において、業務内容とは異なる分野の労務単価を適用している。	本業務は潜伏キリシタン関連遺産という特殊な分野のガイド育成に係る委託業務であり、類似事例も見当たらなかったことから、公共工事設計労務単価のうち事務的業務に最も近いと思われる単価を使用したところ、指摘を受けたものです。 今後、委託事業の予定額の積算に際しましては、徴した参考見積や他部局も含めた過去のあらゆる事業を参考にしながら、事業内容により適した単価を設定するなど、改善に努めてまいります。
21	県民生活環境部	環境保健研究センター	特別管理産業廃棄物と産業廃棄物（金属くずほか）の収集・運搬及び処分業務について、委託契約の締結が遅延している。	例年、年度当初に委託契約を締結している単価契約について、6月に契約を行っていたものです。 廃棄物の発生状況を見ながら契約手続きを進めたものであり、処分には影響はありませんでしたが、今後は、事案が発生した時点でいつでも廃棄物の処分に対応できるよう、4月に契約締結を行ってまいります。
22	県民生活環境部	水環境対策課	長崎県汚水処理総合交付金において、補助金等交付規則で認めていない額の確定の省略を実施要綱で定めている。	長崎県補助金等交付規則第21条には、交付手続の併合や省略の特例が定められていますが、その具体的な取り扱いは別途、施行通知に定められており、その中には補助金等の額の確定の通知の省略が含まれていないことを、省略可能と誤って認識していたことによるものです。 ご指摘を受け、長崎県汚水処理総合交付金実施要綱を令和3年9月1日付で改正を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。
23	県民生活環境部	統計課	物品の管理において、借入をした通信機器が借入品管理簿に登録されておらず、借入品管理簿の整理が不十分である。	契約書を取り交わす借入について、借入品管理簿への登記をすべきとの認識が十分でなかったため発生したものです。当該物品の借入品については、すでに契約期間が満了し、借り入れた通信機器も返却済みであることから登記を行っておりません。 なお、リスク対応策として、より多くの視点からチェックできるよう予算・物品担当者を合議に加えることとし、その旨を10月25日付で課内職員全員に周知しました。 今後はこのようなことがないよう、「長崎県物品取扱規則」に基づく物品の取扱を徹底してまいります。
24	県民生活環境部	統計課	令和2年国勢調査広報業務委託で作成した着ぐるみについて、物品としての組入決議が行われていない。	国勢調査広報業務委託において、広報イベント等で活用するための着ぐるみを作成しましたが、物品として管理しなければならないとの認識が十分でなかったため発生したものです。当該着ぐるみについては、令和3年7月6日付で組入決議を行い、物品管理簿へ登記を行いました。 なお、リスク対応策として、より多くの視点からチェックできるよう予算・物品担当者を合議に加えることとし、その旨を10月25日付で課内職員全員に周知しました。 今後はこのようなことがないよう、「長崎県物品取扱規則」に基づく物品の取扱を徹底してまいります。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
25	県民生活環境部	統計課	調査への謝礼として購入した商品券の消耗品出納簿が作成されていない。	<p>購入と同日に発送するため消耗品出納簿へ登記すべきとの認識が十分でなかったため発生したものです。令和3年8月に商品券の受入・払出を行った令和2年9月及び10月の消耗品等出納簿へ登記しました。</p> <p>なお、リスク対応策として、より多くの視点からチェックできるよう予算・物品担当者を合議に加えることとし、その旨を10月25日付で課内職員全員に周知しました。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、「長崎県物品取扱規則」に基づく物品の取扱を徹底してまいります。</p>
26	県民生活環境部	環境保健研究センター	<p>屋上緑化施設に設置されている機器の管理が不十分である。</p> <p>また、当該施設が従物（工作物等）内訳表に登載されていない。</p>	<p>屋上緑化施設の自動灌水装置や点滴チューブが経年劣化により故障、損傷し、適切に管理ができていなかったものです。</p> <p>屋上緑化施設は、自動灌水装置等でなくても管理が可能であることから、当該装置を撤去する方向で検討してまいります。</p> <p>また、従物（工作物等）内訳表につきましては、引継ぎ時に従物としての取扱いがなされていなかったため登載していませんでしたが、ご指摘を受け、すでに登載しております。</p>
27	県民生活環境部	環境保健研究センター	<p>感染性廃棄物の保管場所の表示がなされていない。</p> <p>また、感染性廃棄物の処理計画や管理規程を作成すべきである。</p>	<p>保管場所に「特別管理産業廃棄物保管場所」という表示は行っていたものの、「感染性廃棄物」の表示を行っていませんでした。予備監査での指導を受け、直ちに表示を追加しました。</p> <p>また、感染性廃棄物の処理計画と管理規程につきましても、すでに作成し、運用しております。</p>
28	福祉保健部	福祉保健課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。</p> <p>（生活保護費返還金等）</p>	<p>生活困窮を理由に未納となっていることから、未納者の生活状況等に応じた効果的な徴収方針を検討のうえ、債権管理事務会計年度任用職員等による定期的な訪問・電話・文書催告の継続、一括返還が困難な場合の履行延期の承認と分納計画の確実な履行指導、保護費との調整による徴収、債権管理室への移管を含む連携強化などにより未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生を防ぐためには、資産や収入の的確な把握が必要であることから、各福祉事務所において、家庭訪問等により収入・資産申告義務の周知を徹底するとともに、課税調査や年金等受給権の確認作業などを組織的に実施し、被保護者の資産及び収入等の確実な把握に努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
29	福祉保健部	福祉保健課	<p>生活保護電算システム業務支援委託（ソフトウェア）において、仕様で定める研修が実施されていないにもかかわらず、変更契約がされていない。</p> <p>また、業務完了報告書について、実施した業務内容が明確でないまま検査を行っている。</p> <p>さらに、予定額の算定根拠が不明確である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仕様で定めた業務のうち新任担当者向け合同講習会を研修資料の作成及び配布等で代替していたものであり、今後は仕様を十分確認し再発防止に努めてまいります。また、業務完了報告書については、書面で提出された報告書の記載内容が不十分であったものであり、詳細な履行内容が確認できるよう業務完了報告書の書式を見直すことといたします。また、予定額の算出根拠については、設定した作業時間や単価の根拠が不明確であったため、より詳細な参考見積を徴取するなど、予定額の積算方法を見直し、適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
30	福祉保健部	福祉保健課	<p>令和2年度個人線量測定サービス業務委託に係る放射線量の測定結果記録について、法定の保存期限が守られていない。</p> <p>また、測定結果が所属長まで報告されていない。</p>	<p>法定の保存期限が守られていない測定結果記録については、委託業者へ再発行を依頼いたしました。あわせて、保管義務がある「個人線量管理票」については、これまで測定対象職員の各配属先で保管していたものを本庁へ集約し、一括して保管を行うことといたしました。</p> <p>また、測定結果を保管するファイルの裏表紙へ、保管前に所属長への報告を行う旨を明示し、所属長への測定結果の報告を確実にを行うことといたしました。</p>
31	福祉保健部	障害福祉課	<p>「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）における申請受付及び支払事務委託」における精算書の事務処理件数が、毎月提出される実績報告と合っていない。</p>	<p>毎月提出される実績報告は延べ事業所数で件数を報告していた一方、精算書の件数は送金を行った事業所数で件数を報告していたものであり、精算の際に根拠となる書類の確認が不十分であったものであります。</p> <p>精算書の内容については改めて確認を行い、適切な精算書に修正いたしました。本年度は同委託を行っておりませんが、他の同種契約においても、精算の際に詳細まで内容確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。</p>
32	福祉保健部	障害福祉課	<p>東京パラリンピック等アスリート特別強化事業委託外3件の精算において、公課費を含めているが、根拠が不明確である。</p>	<p>当該委託事業の公課費において、一部県が負担すべきでない公課費を計上し精算していたものであり、精算の際に内容の確認が不十分であったものです。</p> <p>当該経費については、受託者と協議を行い、必要と認められない部分については、令和3年10月8日に返還されております。</p> <p>今後は精算の際に詳細まで内容確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
33	福祉保健部	原爆被爆者援護課	<p>被爆者テレサポ事業現地相談委託において、契約期間の変更を行っていない。</p> <p>また、事業費の精算に当たり支出証拠書類の検査を行っておらず、履行確認が不十分である。</p>	<p>契約期間を契約日から3月20日までと設定していたにもかかわらず、3月末までと誤って認識し、契約期間外である3月25日と3月26日の訪問相談実施分を含む業務報告書を有効なものとして受理し、精算処理を行ったものです。</p> <p>今後は現地訪問決定通知書を受理した際に、契約書の写しを添付して供覧することにより、訪問日が契約期間内であるかを確認し再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、履行確認が不十分という指摘を受け、速やかに支出一覧表及び支出証拠書類の写しを提出させ、適切に執行されていることを確認しました。</p> <p>今後は支出証拠書類について、現地確認もしくは領収書等の写しの提出により確認し、委託契約執行の適正化に努めてまいります。</p>
34	福祉保健部	原爆被爆者援護課	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等支給事務市町交付金において、補助金等交付規則で認めていない交付決定及び額の確定の通知の省略を交付要綱で定めている。</p>	<p>要綱制定時に長崎県補助金等交付規則の施行についての総務部長通知の確認が不十分であったことから、補助金等交付規則について誤認していたため発生した案件です。ご指摘を踏まえ、令和3年9月24日付で交付要綱の改正を行いました。</p> <p>また、補助金要綱等制定の際には、規則のみならず、関連通知等を十分に確認し、誤りがないように努めてまいります。</p>
35	福祉保健部	長寿社会課	<p>介護人材確保対策事業委託において、事業内で購入したタブレット等が事業完了後に物品として組み入れ等の管理がされていない。</p>	<p>当該委託業務で使用するタブレット等を県からの委託料で購入していたにも関わらず、事業完了後に、県の物品としての組み入れを失念していたものです。</p> <p>当該物品につきましては、令和3年8月2日付けで県の物品として組み入れ、同日貸付契約を締結しました。</p> <p>今後は委託先に対し改めて周知するとともに、実績確定の際、物品購入の有無を確認し、同様の手続き漏れがないよう努めます。</p>
36	福祉保健部	原爆被爆者援護課	<p>在韓被爆者支援事業業務委託において、事業内で購入したパソコン等が事業完了後に物品として組み入れ等の管理がされていない。</p>	<p>当該委託業務で使用するパソコン等を県からの委託料で購入していましたが、県の物品としての組み入れを行っていません。</p> <p>在外被爆者支援事業については、平成13年12月に国の在外被爆者支援策が出され、長崎県は韓国を担当しております。韓国内の事業については、日本政府や韓国政府から要請を受けた大韓赤十字社が人道的立場から事業を行うこととなりましたが、契約に関する認識は、国と国が行う対等な契約であるとして、それぞれの規則等に則って物品管理を行い、県は大韓赤十字社訪問時に台帳及び現物の確認をしているところです。</p> <p>今回、監査の指摘があったことを大韓赤十字社へ伝え、長崎県の財務規則に沿った処理ができるよう協力をお願いしました。</p> <p>今後、物品管理の方策について協議を行うこととしており、適正な事務処理に向けて努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
37	福祉保健部	県北振興局保健部	原子力防災資機材について、使用期限が切れた薬品等が保管されている。	<p>県北保健所に配備・保管している原子力防災資機材のうち、薬品等について、適切な管理がなされておらず、使用期限切れになったまま倉庫に保管されていたものであります。</p> <p>使用期限切れとなった薬品等は、令和3年10月14日に処分業者と契約し、処分の手続きを進めているところであります。今後は長崎県原子力防災資機材管理運営要領に基づき適切な管理を徹底してまいります。</p>
38	こども政策局	こども未来課	長崎県保育所職員研修委託事業において、食事代は日当から充てるとしているが、日当とは別に昼食代の費用を計上したまま精算を行っている。	<p>当課から委託先に対し、昼食代は旅費の日当に含まれる費用であることを示していましたが、日当と別に昼食代を支出しており、県もそのことを把握せず委託料の精算を行い、昼食代を過大に交付していたものです。</p> <p>当該経費は現在返還の手続きを行っているところであり、今後はこのようなことが無いように、精算確認の徹底、チェック体制の強化により、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
39	産業労働部	窯業技術センター	庁舎清掃業務委託において、予定額の積算が適正に行われていない。	<p>庁舎清掃業務委託において、労務単価等の適用が適切でなく、予定額の積算結果が過大となっていたものです。</p> <p>次年度からは、清掃業務の実態を踏まえた適切な労務単価等を適用し、適正な予定額の積算に努めてまいります。</p>
40	産業労働部	窯業技術センター	庁舎設備管理業務委託において、契約保証金の免除申請を行っていないにもかかわらず、免除している。	<p>庁舎設備管理業務委託において、契約の相手方から契約保証金の免除申請がなされていないにもかかわらず、免除していたものです。</p> <p>今後は、入札から契約までの各事務手続きにかかるチェック表を新たに作成し、決裁時の確認を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。</p>
41	産業労働部	若者定着課	県内就職促進キャンペーンテレビCM製作業務委託において、作成すべき契約書が作成されていない。	<p>委託業者の決定後、本来作成すべきであった委託契約書の作成を失念していたものです。</p> <p>今後このようなことがないよう、入札・契約マニュアル等による確認の徹底及び班長、総括による確実なチェックにより、契約事務の適正な執行に努めてまいります。</p>
42	産業労働部	工業技術センター	食品開発支援センターにおいて、本来締結すべき契約が行われておらず、公有財産の適正な維持管理ができていない。	<p>当センターの建物引渡し日（12月8日）後直ちに契約締結すべきところを、稼働日（翌年4月1日）に合せて設備の維持管理及び保守点検業務委託契約を行っていたものです。</p> <p>今後は、公有財産の適正な維持管理がなされるよう、十分に確認しながら契約事務を行ってまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
43	水産部	漁業取締室	<p>漁業取締船ながさき一般修理工事において、修理の一部として一般事務用パソコンの更新を行っている。</p> <p>また、更新前のパソコンについては県が排出者として処理すべきであるが、修理工事の中で行わせている。</p> <p>さらに、追加工事が行われた後に契約の変更を行っている。</p>	<p>パソコンの更新については、平成24年の本船建造のなかで整備したパソコンであったことから、一般修理工事のなかで行ったものです。更新前のパソコンの廃棄処分については、ハードディスク等の物理的破壊は、船員の現地立会いのもと行い、専門業者による処分を行うよう仕様書に定め、受託者に行わせましたが、これは、建設工事の場合のみ、元請負業者が排出事業者となるということを認識していなかったためであります。今後、漁業取締船のパソコンを更新する場合は、修理とは別に調達するとともに、旧パソコンの廃棄処分は県において行うことを厳守します。</p> <p>また、追加工事については、当初契約締結後、船のドック入渠前に、亀裂補修を要する箇所が判明しましたが、通常、入渠後に追加工事を要する不具合が判明することが多いことから、入渠後にまとめて契約変更の手続きを行おうとしたものの、現場との連絡調整不足のために亀裂補修が施工され、結果、変更の事務手続きが遅れてしまったものです。今後は、追加工事が判明した時点で施工時期等について施工業者と調整を行い、変更手続きが遅れないようにしてまいります。</p> <p>なお、上記については、8月10日の取締船連絡会議において伝達しましたが、今後も室及び取締船全体で共通認識を図ってまいります。</p>
44	水産部	水産加工流通課	<p>養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金において、事業期間終了後に計画変更承認申請がなされている。</p>	<p>事業主体において事業費の変更金額の確認に時間を要したため、当初の事業完了予定年月日以降の日付で変更申請となってしまったものであり、計画変更時における手続きの認識不足及び内容確認が徹底されておりませんでした。</p> <p>当初計画で設定した事業期間内に事業内容や事業費などの変更予定の有無について事業者への確認を徹底し、補助金交付規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。</p>
45	水産部	水産経営課	<p>副賞として購入した図書カードの消耗品出納簿が作成されていない。</p>	<p>動画コンテストの副賞として受賞者へ贈呈する図書カードについて、購入後すぐに全てを受賞者へ発送していたことから、消耗品出納簿の作成が必要な物品であるとの認識がなかったため発生した事案ではありますが、今後、物品にかかる規定を課内の関係職員で共有し適正に管理してまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
46	農林部	農山村振興課	直売所セミナー事業業務委託において、予定していたセミナー等の開催回数を大幅に下回ったにもかかわらず、契約変更を行っていない。	<p>当該委託契約において、当初は、セミナーを県内5地区・計15回、現地で開催することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況等を踏まえ、一部をオンライン開催へ変更して実施した結果、開催回数が減少したものであります。</p> <p>本来であれば、開催回数や開催方法などの契約内容について変更が生じる場合は、契約変更を行うべきであります。今回、契約変更を行っていなかったため、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受け、関係規則等を遵守した適正な契約事務について課員に周知・徹底を図りました。</p> <p>今後は、契約内容に変更が生じる場合は、契約変更の手続きを確実にすることとし、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
47	農林部	農産園芸課	公用車の定期点検にかかる予定額の積算において、3者からの参考見積のうち、最も高額なものを使用している。	<p>公用車の定期点検において、3者から参考見積を徴取し、辞退等による不落で普及活動業務に支障をきたすことのないよう、最も高額な見積額を参考に同額を予定価格として設定しておりましたが、予定価格に最も高額な見積額を採用する理由として十分なものではないことから、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受け、関係規則等を遵守した適正な予定価格の設定について、課員に周知・徹底を図りました。</p> <p>今後は入札・契約事務マニュアル等を参考に、算出根拠を明確にした適正な予定価格の設定に努めてまいります。</p>
48	農林部	畜産課	凍結精液流通管理システム用機器の賃貸借において、借入元の承諾を得ることなく転貸を行っている。	<p>当該賃貸借契約において、借入元からの承諾がなければ、装置等を転貸できないことと規定されておりましたが、契約書の中で設置先を指定していたことから、転貸との認識がないまま、委託先に貸与していたことについて指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、直ちに転貸の承諾書を受領いたしました。</p> <p>今後は、本件同様にリース物品を貸与する際には借入元との契約書に基づく承諾の徹底を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
49	農林部	島原振興局 農林水産部 土地改良課	昨年度の監査での指導にもかかわらず、倉庫に使用見込みのない消耗品があり、処分の検討がされていない。	<p>使用見込みのない水準測量用三脚2点が保管されたままになっており指摘を受けたものであります。</p> <p>昨年度の監査での指摘を踏まえ、所管している書庫・倉庫について、物品管理簿をもとに一斉点検を行い、問題がないと判断しておりましたが、今回、他部が所管する書庫に物品管理簿に記載のない消耗品が保管されていたものであります。</p> <p>今後は一斉点検時に振興局として情報共有のうえ確認を行い、使用見込みがない物品については、廃棄処分を検討するなど、同様な事案が生じないよう適正な管理に努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
50	農林部	島原振興局 農林水産部 農業企画課	狩猟免許更新申請について、現に有する狩猟免許状と引き換えにすることなく、新たな免許状を交付している。	<p>狩猟免許更新者の免許の交付にあたっては、鳥獣保護管理法施行規則により、現に有する狩猟免許状と引き換えに、新たな狩猟免許状の交付を行うものとされておりますが、狩猟免許更新者に対し、新しい狩猟免許状を交付した後に、旧免許状の回収を行っており、規則に沿った取扱いではないとの指摘を受けたものであります。</p> <p>今年度につきましては、現に有する免許を狩猟免許更新検査時（令和3年7月から8月）に回収を済ませ、令和3年9月15日付けで新たな狩猟免許状を交付いたしました。</p> <p>今後も適正な事務処理に取り組んでまいります。</p>
51	農林部	島原振興局 農林水産部 衛生課、 防疫課	公用車等運転確認簿による記録が行われていないものがある。	<p>公用車の使用において、往復で運転者が異なる場合に往路運転者のみを記入していた事例や急な出張時に未記入があったことで指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、毎日の朝礼において、運転者及び運転見込みがある者全員が運転確認簿へ記入するよう確認を徹底するとともに、使用後に公用車使用簿（運行日誌）とのチェックを行うよう改善し、公用車の適正な運行に努めてまいります。</p>
52	農林部	県北振興局 農林部 農業企画課	狩猟免許更新申請について、現に有する狩猟免許状と引き換えにすることなく、新たな免許状を交付している。	<p>狩猟免許更新者の免許の交付にあたっては、鳥獣保護管理法施行規則により、現に有する狩猟免許状と引き換えに、新たな狩猟免許状の交付を行うものとされておりますが、狩猟免許更新者に対し、新しい狩猟免許状を交付した後に、旧免許状の回収を行っており、規則に沿った取扱いではないとの指摘を受けたものであります。</p> <p>今年度につきましては、現に有する免許を狩猟免許更新検査時（令和3年7月から8月）に回収を済ませ、令和3年9月15日付けで新たな狩猟免許状を交付いたしました。</p> <p>今後も適正な事務処理に取り組んでまいります。</p>
53	農林部	農山村振興課	地方機関において、狩猟免許更新申請について、現に有する狩猟免許状と引き換えにすることなく、新たな免許状を交付している事例が多く発生しており、所管課としての十分な指導を行っていない。	<p>狩猟免許更新者の免許の交付にあたっては、鳥獣保護管理法施行規則により、現に有する狩猟免許状と引き換えに、新たな狩猟免許状の交付を行うものとされておりますが、島原振興局及び県北振興局において、狩猟免許更新者に対し、新しい狩猟免許状を交付した後に、旧免許状の回収を行っている事例が発生しており、本庁所管課として、地方機関に対して十分な指導を行っていないとの指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、本取扱について見直しを行い、狩猟免許更新検査時に、現に有する狩猟免許状を回収することとし、振興局担当者会議において、本取扱について指導を行いました。</p> <p>今後も地方機関に対して指導を徹底してまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
54	土木部	住宅課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること （県営住宅使用料等）	住宅課としては、下記の方針での取り組みを推進し、職員と家賃徴収員の連携を図りながら、徴収率向上を図って参ります。 ・長期滞納者を増やさないため、3カ月未満の滞納者への取り組みを強化します。 ・3カ月以上の滞納者に対しては、滞納額が多額にならないうちに契約解除通知や住宅の明渡請求を実施します。 ・判決後の分納誓約違約者及び和解内容違約者に対しては、早い段階から警告文を送付します。 ・長期滞納者への住居明渡訴訟、強制執行及び違約明渡を内容とする即決和解の違約者に対する強制執行申立てを実施します。 ・滞納者へ督促状、明渡請求書を送付する際に、連帯保証人に対しても入居者への納付指導を依頼するとともに、入居者からの支払いがない場合は連帯保証人に対し支払請求を実施することがあることを通知する文書を送付します。 さらに、1年以上納付がない退去滞納者に催告を行い納付を促すとともに、名義人から徴収が困難なものについて、連帯保証人へ請求を実施しました。
55	土木部	県北振興局建設部 田平土木維持管理事務所	福島港において、台風接近により沈没し、県が引揚げた船舶の所有者に対し、十分な対応が取られていない。	当初、船舶所有者に対し、船舶の移動及び撤去指示の通知を行っていましたが、船舶所有者からの返答がなく、連絡が取れない状況となっていたため、引揚げに要した費用を請求する納入通知書の発行が遅れてしまいました。 現在、令和3年8月20日に船舶の所有者に対し、納入通知書を発送したところでございます。今後の対応については、相手方の反応を踏まえ、債権管理室にも相談しながら検討してまいります。
56	土木部	長崎振興局建設部 道路維持課	一般国道202号道路除草業務委託において、法人名・代表者印等が変更になっているが、精算時及び支払い時に確認が行われていない。	長崎振興局において、委託契約の精算時に提出された業務報告書および精算書、また、その後に提出された委託料の請求書について、法人名および代表者印が当初契約時のものと異なっていたものの、その確認を怠っていたものです。 契約相手先からの提出書類については、法人名、代表者名、代表者印が契約書と同一であるか確認することを、所属内で改めて周知いたしました。 今後は、複数人で確認することを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。
57	土木部	長崎振興局建設部 都市計画課	井樋ノ口橋新設工事の委託において、2か年度の基本協定を締結しているが、債務負担行為を設定していない。	複数年に亘る事業の委託については事業全体の協定を締結し、各年度については実施協定を結び、これに基づいて支出したことについて問題ないとしていたため発生した案件です。 今回の指摘内容を踏まえ、複数年に亘る基本協定を新たに締結する場合は、適切に債務負担を設定してまいります。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
58	土木部	建築課、営繕課、住宅課	<p>職員作業服等購入契約について、納期限が年度末となっており、職員への作業服等貸与が遅れているため、十分に活用されていない。(3E)</p>	<p>今回の事案は、建築・営繕・住宅課の作業服等の調達を3課各々で発注していたため、1件の購入数量が少ないなどの理由から見積辞退等があり、再度、3課分をまとめた調達方法への変更等を行ったことにより、時間を要し調達が遅れたものです。</p> <p>令和3年度においては、当初から3課分をまとめて発注するよう改め、9月に見積合せを行い、10月に貸与を完了しております。</p> <p>今後も引き続き、速やかに貸与を行うよう努めます。</p>
59	土木部	営繕課	<p>長崎東高校エレベーター棟増築等工事において、技術者不足のため年度内に完成できない恐れがあるとしながら、技術者確保の有無を確認しないまま、標準工期による年度内工期での入札を行っている。</p> <p>また、現場説明書で「技術者のひっ迫に伴い、施工に想定外の期間を要することが判明した場合は、工期の延長を含めた協議を行う」としているが、「想定外」の解釈を曖昧にしたまま、受注者からの請求を認めて工期を延長し、年度を繰越している。</p> <p>さらに、入札後においても、技術者の確保状況の確認が不十分である。</p> <p>加えて、変更契約書に貼付すべき収入印紙の額が不足している。</p>	<p>当該工事は、技術者の確保が難しい場合の措置を現場説明書に記載していたため、技術者確保の有無の確認は不要であると判断を行っていたものです。</p> <p>今後は、エレベーター設置工事など、社会的状況により、年度内発注・年度内工事完成が困難な工事に対しては、依頼課に対し債務負担行為での予算確保をお願いするなど、当初発注時から適切な工期設定ができるよう努めます。</p> <p>また、収入印紙額の不足については、契約時に金額の確認を失念していたものです。令和3年8月24日付けで契約及び変更契約時のチェックリストを改定し、印紙税額に係る欄を追加することで、課全体でのチェック体制の強化を行い、再発防止に努めます。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R3. 11. 30提出）
60	土木部	長崎振興局 建設部 用地課	<p>JR長崎本線連続立体交差事業に伴う土地鑑定評価契約は、請負であり検査調書を作成する必要があるが、これが作成されていない。</p> <p>また、契約書に定める完了報告書受理後の確認結果を受注者に通知しないまま、成果物の引き渡しを受けている。</p>	<p>土地鑑定評価業務については、役務費で執行する取り扱いを行っておりますが、成果物の引渡しを目的とする契約であるため、検査調書の作成が必要であったところ、役務費の場合、検査調書の作成は不要であるとの誤った認識により作成せず、また、確認結果通知も失念により漏れていたものです。</p> <p>本件指摘を受け、土木部用地課にて土地鑑定評価依頼事務取扱要領を改正し、検査調書の作成を明文で定めるとともに、確認結果の通知等適正な契約事務について改めて周知を徹底しております。</p>
61	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	<p>建設関連業務委託を対象とした労務単価等の運用に係る特例措置を、対象外の契約に適用したため過大に支払っている。</p>	<p>本業務委託は、労務単価の改訂の前に契約を行い、新年度の業務執行にかかるものであることから、当該特例措置を適用する形で、新年度の労務単価を反映させておりました。</p> <p>しかしながら、事務委託には当該特例措置は適用できないことから、今後は、労務単価が新年度の労務単価に改訂された後に契約手続きを行うこととし適切に対応します。</p>
62	土木部	長崎振興局 建設部 河川課	<p>長崎振興局自家用電気工作物保管理業務委託（ダム）において、契約上の点検回数より実際の点検が少ないにもかかわらず、約定どおり委託料を支出している。</p>	<p>本業務において、神浦ダムと中尾ダムの点検は年12回となっておりますが、仕様書において絶縁常時監視装置を設置した場合は2ヶ月に1回としております。</p> <p>本契約の受注業者は、神浦ダムと中尾ダムにこの装置を設置していたことから、点検は2ヶ月に1回実施し、県においても適正に履行されていることを確認したうえで支出を行いました。この装置を設置したことに伴う点検回数の変更契約を行っていなかったことから今回のご指摘を受けたものです。</p> <p>ご指摘を受けた点検回数については、契約変更の手続きを9月28日付で行いました。</p> <p>今後は、受注者が決定した段階で絶縁常時監視装置を設置するか確認を行い、契約変更が必要な場合は速やかに手続きを行うよう適切な事務処理に努めてまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
63	土木部	県北振興局 建設部 砂防防災課	<p>長崎県河川砂防情報システム（本土北部）保守点検業務において、交換部品の廃棄にあたっては、振興局に提出させ、県で廃棄を行うべきである。</p> <p>また、受託者に行わせている作業等について、仕様書への記載が不十分である。</p> <p>さらに臨時点検における故障対応について、対応に要する費用が妥当なものであるかの検討を行うべきである。</p>	<p>点検時に発生した交換部品を、受託者に廃棄させていたため、今後は交換部品の廃棄については、県で行うよう改善します。</p> <p>また、県が保有する予備の材料の取扱いについて、仕様書への記載が一部不十分なため、今後は受託者に行わせる作業内容は、明確に仕様書へ記載するよう改善します。</p> <p>さらに臨時点検における故障対応について、受託者より徴取した補充部品の見積を基に費用を算定しており、費用が妥当かの検討が不十分であったため、今後は複数者から資材見積を徴取する等の対応を行います。</p>
64	土木部	都市政策課	<p>環大村湾広域景観形成推進事業検討業務委託において、委託先でのパソコン等の備品購入を認めているが、リース等安価な調達方法の検討が行われていない。(3E)</p>	<p>安価な調達方法についてリース等も含めた検討が十分に行えておらず、また、検討内容についての記録を残していなかったため、どこまで検討ができていたのか詳細を説明できず指摘を受けた案件です。</p> <p>購入が必要となった場合には、受託者と予め協議することとし、その必要性や安価な調達方法の検討を行い、検討結果を記録に残すよう改善しました。</p>
65	土木部	砂防課	<p>過去の監査で指摘されていたにもかかわらず、長崎県河川砂防情報システム改修業務委託において、受注者からの再委託申請に対して、書面による承諾を行っていない。</p>	<p>過去発生した際の対応策として、承諾について可否決裁を行うこととしていたが、対応策の周知徹底が行われておらず、同様の事例が発生したものです。</p> <p>対応策として、事務・技術双方で各契約書条項にかかる提出書類についてチェックリストを作成し、複数人での確認を行うこととしました。</p> <p>また、再委託申請が提出された場合、書面による承諾可否の通知を行うことについて遺漏がないよう適切な事務処理を行ってまいります。</p>
66	土木部	道路建設課	<p>島原天草長島架橋基礎調査委託に係る風観測装置及び地震観測装置について、物品の登記がされていない。</p>	<p>当該案件につきましては、当該装置が三県（長崎県、熊本県、鹿児島県）で所有する施設であることから、施設台帳を整備し維持管理していることから、物品として登記する必要がないと誤認していたため発生した案件です。</p> <p>現在、物品管理室および他の二県と、物品の登記手続きのための協議を進めております。今後同様の事例の発生を防ぐため、当該案件について課内で情報共有を図り、物品の登記の取り扱いについて、再度確認しました。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
67	土木部	河川課	<p>水防地方本部（振興局）で備蓄しておくべき資器材について、「長崎県水防計画」と「長崎県地域防災計画」で考え方が統一されていない。</p> <p>また、備蓄基準を各振興局で定めるべきものとしているが、周知徹底されていないため、県として備蓄すべき資器材の種類及び数量が不明確である。</p>	<p>本来であれば、「地域防災計画」「水防計画」が同じ内容であるべきですが、H24の水防計画改正時に、地域防災計画も同様に修正すべきであったのが漏れていたものです。令和3年6月7日に地域防災計画を修正するよう報告を行いました。</p> <p>また、各振興局が備蓄する水防資器材について、今年度中に備蓄方針を示す予定です。</p>
68	土木部	用地課	<p>公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。</p>	<p>公共用地の未利用地については、令和元年度末で20件（約14,100㎡）を保有し、令和2年度中に関係主務課から16件（約1,400㎡）の引き継ぎを受けております。このうち、令和2年度中に17件（約4,100㎡）を処分したため、令和2年度末の未利用地は19件（約11,400㎡）となっております。</p> <p>今後とも、一般競争入札による処分に努め、市町等へ譲渡等の利活用協議による有効活用を図るとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、隣接地主に対して購入の働きかけを定期的に行ってまいります。</p>

令和3年度 定期監査（前期）「意見」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
1	土木部	建設企画課	<p>工事及びその関連業務を日常的に行っている所属において、工事関連（工事に関する設計、調査及び測量に係るもの）以外の業務委託に際し、見積書を徴取せず契約変更をしている事例、変更契約の締結前に追加業務が履行されている事例など、本来行うべき事務処理を行っていない事例が散見された。</p> <p>工事関連業務の委託に限定して認められた事務取扱については、その適用範囲を適正に取り扱うよう、所管課から関係所属に周知徹底されたい。</p>	<p>工事及び工事関連業務委託以外の業務委託において、変更契約の締結前に追加業務が履行されている事例など、本来行うべき事務処理を行っていないことについて、関係部局に対し、事務取扱についての通知及び、担当者等が集まる会議にて周知を図りました。</p> <p>なお、土木部で発注する建設関連業務以外の業務において、頻繁に内容変更が生じ工事打合せ簿での対応を行わないと業務の進捗に支障をきたす案件もあるものと考えます。そのような場合の対応については別途検討したいと考えます。</p>
2	出納局	会計課	<p>事務委任の委託料にかかる前金払については、令和2年2月の会計課長通知による契約書雛型の改正において、必要と認められる額を支払う旨が明記され、また、同年8月、同課長通知により「契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払を行う場合については、必要性を十分に検討した結果を記録しておくこと。」との注意喚起がなされたところであるが、必要性を十分に検討することなく支払っているものが散見されたので、所管課から再度周知徹底されたい。</p>	<p>事務委任の委託料の前金払については、令和2年2月21日付会計課長通知において、委託契約書（委任）の雛型を示し「必要と認められる額については、前金払により支払うものとする」、また同年8月13日付会計課長通知により「前金払を行う場合については、その必要性を十分に検討した結果を記録しておくこと。」と検討の必要性について通知し、周知・指導を行ってまいりました。しかし今回の監査において指摘を受けた所属では、前金払を行うことの必要性が十分に検討されていなかったとのことであり、周知・指導が十分ではなかったものと考えております。</p> <p>そのため、令和3年10月15日付会計課長名において、「委託料の前金払については、必要性や支払時期、金額の妥当性について十分に検討し、検討した結果を書面で整理すること。」と、再度、通知文書を発出し、各所属長へ所属職員への周知徹底を依頼しました。また、「令和3年度 普通会計定期監査（前期）結果にかかる研修」（11月1日から12月17日まで録画配信）においても、周知を行っているところであります。</p> <p>今後も、財務会計事務にかかる各種研修会や会計監督検査等において、引き続き指導してまいります。</p>

R03-40060-02433
令和3年10月27日

長崎県監査委員 濱 本 磨 毅 穂 様
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉 村 洋 様
長崎県監査委員 坂 本 浩 様

長崎教育委員会教育長 平田 修三
(公印省略)

令和3年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
1	教育庁	義務教育課	「キャリア教育」に関する記録映像制作作業業務及び「授業アイディア事例」映像制作作業業務において、提供したデータの記録媒体の返却後の処理が確認できない。	実際に記録媒体の返却は確認しているものの、書面による確認の必要性について認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、業者が記録媒体を返却する際には、返却及び提供データの破棄を記載した文書の提出を求めることとし、適切な事務処理に努めてまいります。
2	教育庁	体育保健課	形上湾ポート場管理運営業務委託において、再委託の承認がされていない。	当該業務委託のなかの消防用設備点検業務について再委託にあたる認識がなかったことにより生じたものであります。 今後は、再委託の有無について、施行伺及び契約伺時に所属内で確認するとともに、再委託が必要な場合は、書面による県の承諾が必要であることを委託先に対し指導してまいります。
3	教育庁	生涯学習課	消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない。	切手の取扱に関する知識や認識、点検にかかる体制が不十分であったことにより生じたものであります。 今後は、同様の事案が生じないよう所属内で共有し、規則等を再度確認するほか、切手の受入や払出の際にも複数の職員で確認するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

3 議 第162号
令和3年11月30日

長崎県監査委員 濱 本 磨 毅 穂 様
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉 村 洋 様
長崎県監査委員 坂 本 浩 様

長崎県議会事務局長 松尾 誠司
(公印省略)

令和3年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

令和3年10月11日付 R03-21000-00636の監査結果にも基づき、別紙のとおり措置を講じたので
通知します。

令和3年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R3. 11. 30提出)
1	各委員会・事務局	議会事務局	長崎県政務活動費交付金において、変更の交付決定を通知していない。	今後は、チェックリストを作成し、支出負担行為決議書や戻入決議書に添付するとともに、正副担当及び複数の課員によるチェック体制の徹底を図る。

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和2年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

有明海自動車航送船組合
監査委員 福島 誠治
同 濱本 磨毅穂

定 期 監 査 結 果

1 監査の概要

有明海自動車航送船事業会計に対する財務及び行政監査を、有明海自動車航送船組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和2年度 有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査の着眼点

財務監査については、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、行政監査については、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

(3) 監査の実施内容

ア 監査実施日

予備監査 : 令和3年6月23日（水）

委員監査 : 令和3年7月21日（水）

イ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 福島 誠治

同 濱本 磨毅穂

2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響等で航送車両台数が、前年度に比べ減少したことなどにより営業収益は減少した。

この結果、経営成績は、総収益が8億5,142万円、総費用が9億3,958万円で、当年度の純損益は8,816万円の赤字となっており、前年度に比べ1億9,494万円収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落している。

当組合においては、平成29年度に策定した5年間の経営の指針となる中期目標に基づき、目標達成に向け経営改善に取り組んでいるところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を直接受け、厳しい経営状況が続く中、令和3年度末に計画期間の終期を迎える。

今後の運航収入についても、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでいるものの変異型のウイルスが次々に現れるなど、未だ不透明な状況であり、今後の経営を見通すことが困難な状況となっている。

また、今年度、管理部門の退職者補充がなく、令和3年4月1日現在、1名減の状態かつ、中堅職員が少ない状況にあるため、将来の組合運営に影響が出るおそれがある。

このような状態を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の促進について

新型コロナウイルス感染症が収束し、社会経済活動が回復することを見据え、早い段階から関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

管理部門の職員については、当年度末に1人が退職し、現在9人となっている。

中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などをこれまで行っているが、引き続き継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、令和2年度は収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落しており、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了するが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など一層厳しさを増している。

このような状況の中、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。このため、長崎・熊本両県とも緊密に協議を行いながら、令和4年度以降の経営計画について策定を進めるよう努められたい。

なお、計画策定後は、経営計画に基づく取組と、毎年度の進捗管理や計画と実績との乖離検証、さらに、その結果を踏まえた定期的な見直しを行っていく必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

行政及び財務に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な執行を図られたい。

ア 乗客の転落事故について

乗客が可動橋から海中に転落する事故が起きている。事故後作成された「乗船から出港までの作業マニュアル」を遵守し、安全な運航に努めること。

イ 入札保証金及び契約保証金の免除について

「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」に、契約金額に関係なく特定の業種の事業者の入札保証金及び契約保証金を免除する規定が設けられている。

当該規定は、入札保証金及び契約保証金を免除できる要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に照らし適切でないことから、同要領の内容を見直すこと。

ウ 工事請負費の予定価格について

長洲港フェリーターミナルEV改修工事において、積算価格（消費税等抜き、設計金額）17,940,000円から減額し、予定価格（消費税抜き）17,500,000円と歩切りを行っている。予定価格を定めるにあたり、歩切を行わないこと。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

有明海自動車航送船組合
監査委員 福島 誠治
同 濱本 磨毅穂

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合（以下、「組合」という。）が財政援助をしている団体について、有明海自動車航

送船組合監査基準に準拠し、令和2年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

記

監査対象団体 有明フェリー振興株式会社
 予備監査年月日 令和3年6月21日(月)
 委員監査年月日 令和3年7月21日(水)
 財政的援助等の内容 出資(出資比率100%)
 出資額 30,000,000円
 実施監査委員 有明海自動車航送船組合監査委員 福島誠治
 同 濱本磨毅穂

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
樺島町
八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト

1 有明フェリー振興株式会社の現状

有明フェリー振興株式会社は組合から全額出資を受け、同組合からの定期備船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は4億5,358万円で、新型コロナウイルス感染症の影響による売上・収入の減により、前年度に比べ1億919万円(△19.4%)減少している。

このため、売上総利益は3億995万円で、前年度に比べ90万(△0.3%)減少している。

「販売費及び一般管理費」は3億1,823万円で、退職金支出があったことにより、前年度に比べ798万円(2.6%)増加している。

この結果、営業損益は828万円の赤字で、前年度に比べ888万円(△1,489.3%)収支が悪化している。

経常損益は、雇用調整助成金817万円の営業外収益があったものの、11万円の赤字で、前年度に比べ180万円(△106.4%)収支が悪化している。

特別利益は、退職給付引当金戻入が526万円、特別損失は役員退職引当金繰入が60万円あり、この結果、純損益(税引後)は420万円の黒字で、前年度に比べ106万円(33.9%)増加しており、当年度で9期連続して黒字となっている。

資金繰りについては、流動資産が1億3,105万円、流動負債が6,494万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は201.8%で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

是正・改善を検討すべき事項

行政及び財務に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な執行を図らねばならない。

1 役員報酬の支払いについて

定款の規定では役員報酬については、株主総会の決議によって支払うことになっているが、決議を得ないで支払いが行われている。

株主総会での決議を得ること。

2 役員退職金の支払いについて

役員退職金の支払について、役員退職金規程に基づく取締役会での金額の決定、株主総会での当該金額の承認がなされないまま支払いが行われている。

取締役会、株主総会での決議、承認を得ること。

3 労働基準法第36条に基づく労使協定について

労働基準法第36条に基づく協定が締結されているが、実際に時間外勤務命令の対象となる労働者の一部を協定の対象者に含めていない。

船内で売店業務に従事することから船員として取り扱うのであれば、他の船員と同様に船員法第64条の2に基づく労使協定の対象に含めること。